

## 東京レディースソフトテニス連盟規約

第 1 条 この会は東京レディースソフトテニス連盟と称し、事務所を理事会において定める所におく。

第 2 条 この会は日本レディースソフトテニス連盟に所属する。

第 3 条 目 的 と 事 業

この会はソフトテニスを振興し、健康の増進とスポーツ精神を養い相互の親睦につとめ、もって社会生活の明朗化を図ることを目的とする。

この会は前項の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 日本レディースソフトテニス連盟主催大会の参加
2. 個人戦大会開催
3. 道府県の日本レディースソフトテニス連盟加入団体及び国際的な親善試合
4. その他この会の目的達成に必要な事業

第 4 条 この会の会員は次の通りとする。

この会の趣旨に賛同する18才以上(学連登録者を除く)の女性を以って本会員として登録された者で組織構成する。

第 5 条 会員の加入は理事会の承認による。

会員にして会費を納入せず、かつ納入の意思なき者及び会の運営に支障ありと認められた者は、理事会が退会させることができる。

第 6 条 この会に次の役員をおく。

会 長	1名	副 会 長	若干名
理 事 長	1名	副 理 事 長	3名
常 務 理 事	若干名	監 事	2名
理 事	若干名		

会長及び副会長は総会において推戴する。

理事及び監事は総会において選任する。

会長はこの会を代表し、会務を統轄する。

副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

理事は互選により理事長、副理事長、常務理事を選出する。

理事長は会長の命を受け会務を執行する。

副理事長は理事長を補佐し会務を執行するとともに理事長事故あるときはその職務を代行する。

常務理事は理事長及び副理事長を補佐し会務を執行する。

理事は理事会を組織し、会務に従事する。

監事は会計を監査する。

役員任期は二年とする。但し重任を防げない。

役員に欠損を生じた場合は、遅滞なく補充する。但し、補充変更した役員任期は次の改選期までとする。

第 7 条 この会に名誉顧問・名誉会長、相談役、顧問、参与をおくことができる。  
名誉顧問・名誉会長、相談役、顧問、参与は理事会の推薦により会長が委嘱する。  
名誉顧問・名誉会長、相談役、顧問、参与は重要な事項について会長の諮問に応ずる。

第 8 条 会 議

会議は、総会、理事会および常務理事会とする。

総会はこの会の事業計画、予算決算、規約の改正、役員を選任、その他会長が附議した事項について審議決定する。

総会の議事は出席会員の過半数を以って決する。可否同数のときは議長がこれを決する。

総会は年1回とし必要により臨時総会を開くことができる。

理事会および常務理事会は必要に応じて随時開催する。

理事会は総会に附随すべき事項及び会務執行に関する事項を審議決定する。

理事会は理事の過半数により成立する。

理事会の議事は出席理事の過半数を以って決する。可否同数のときは議長がこれを決する。

総会および理事会は会長が招集し議長となる。

常務理事会は理事長が招集し議長となる。

第 9 条 この会の経費は、会費、賛助会費、寄附金、その他をもって充てる。

第 10 条 この会の会費は総会において定める。

第 11 条 この会の会計年度は 1月 1日に始まり 12月 31日に終わる。

第 12 条 この規約の定めなき事項については、会長がその都度これを定める。

第 13 条 この規約は 平成 31年 4月 1日より実施する。

昭和 52年 12月 16日 制定  
昭和 53年 11月 2日 改正  
昭和 61年 2月 28日 改正  
昭和 63年 3月 9日 改正  
平成 4年 3月 16日 改正  
平成 6年 4月 1日 改正  
平成 11年 3月 18日 改正  
平成 16年 2月 23日 改正  
平成 19年 2月 26日 改正  
平成 20年 2月 21日 改正  
平成 24年 2月 20日 改正  
平成 28年 2月 22日 改正  
平成 31年 2月 19日 改正